

有田町小規模工事契約希望者登録申請をされる方へ

【制度の概要】

1. 目的

この登録制度は、町が発注する小額で内容が軽易な契約（設計金額が50万円未満）について、競争入札参加資格審査申請（指名参加願）をしていない方でも希望する方を登録することによって見積り参加の機会を与え、受注機会を拡大しようとするものです。

この登録申請をした方は、「有田町小規模工事契約希望者登録名簿」に登載し、町が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。

※ 登録(申請)できる方

- ①町内に主たる事業所を置き、競争入札参加資格審査申請（指名参加願）を提出していない方（適法の範囲で希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。）
- ②町に納めなければならない税金（国民健康保険税を含む）について完納されている方

※ 登録できない方

- ①町内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合など）
- ②成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ていない方
- ③競争入札参加資格審査申請（指名参加願）を提出している方
- ④町に納めなければならない税金（国民健康保険税を含む）について滞納がある方
- ⑤代表者等が暴力団員等として登録されている場合（様式3事項）

2. 申請・登録期間

この登録申請は令和7年3月3日から令和9年2月26日まで随時受け付け、有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。その後は2年ごとに改めて申請による登録受付を行います。

3. 業者選定の方法

指名は担当課で行います。見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低い価格の見積書を提出した者と契約することになります。

なお、見積りに指名された場合、都合により辞退することは自由ですが、その場合は辞退届を提出してください。

4. 契約の方法

契約を締結することとなった場合は、担当課と原則書面（契約書又は請書）により契約します。この場合の契約保証金は免除とします。

5. 契約の履行、工事の実施について

契約の履行は、有田町財務規則に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら履行することとし、下請けは認めませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種（5業種以内）を得意な順に記載してください。

6. 工事費支払いの方法

請負代金の支払いは、履行完了後におこなう検査に合格した後、請求書に基づき支払います。支払期間は正当な請求書を受けた日から40日以内です。前払金・中間支払はありません。

7. 不正又は不誠実な行為等の対応

契約に関しての談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録者が請負に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

8. 登録内容の公表

この登録者名簿は全庁に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）することがありますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

【提出書類及び申請の方法等】

有田町小規模工事契約希望者登録を希望する人は、次の書類を提出してください。提出部数は各1部です。

1. 提出書類

1) 有田町小規模工事契約希望者登録申請書（様式1）

2) 工事経歴書（様式2）

3) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）

商号又は名称、代表者の職、氏名、生年月日などを記入し提出してください。

4) 完納証明書

有田町の完納証明書を添付してください。有田町役場1階の税務課及び東出張所（窓口）にて発行受付しております。

2. 提出方法

前記書類を下記へ持参してください。受付時間は、午前9時から午後5時とします。ただし閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日）は除きます。

提出していただく際に、提出書類の不備及び記載内容について確認しますので、しばらくの間、お待ちいただくことがあります。

3. 問い合わせ、申請書の提出先

〒849-4192

佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町役場（3階） 財政課

☎0955-46-2003（直通）

【申請書の書き方】

1. 有田町小規模工事契約希望者登録申請書(様式1)

1) 住所・所在地

「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として住所を記入してください。

2) 商号・名称

「商号又は名称」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は、記入しないでください。

3) 代表者・職・氏名

「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

4) 使用印

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は、代表取締役印（登記印）を、個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、変形しやすいものや、三文判は使用しないでください。

5) 希望する業種

希望業種は、工事および修繕に関する5業種以内であれば内容の制限はありませんが、自ら履行することにより得意とする業種から順に記載してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合はそれらを受けていなければ申請できません。

業種は「希望業種の記載例」を参考に、簡素かつ具体的に記入してください。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。建設業許可・建築士事務所等の登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

2. 工事経歴書(様式2)

過去1年間に市町村又は個人、事業所・企業等から請け負った工事の受注実績を記載してください。原則として、過去1年間の期間内に完了した工事について記入してください。実績がない場合は、過去2年間の実績でも構いません。

また、開業してから間がなく実績がない場合は、その旨、ご記入ください。

詳細は、様式2の記載要領でご確認ください。

希望業種の記載例

	希望業種	工事の内容
01	土木工事業（土木一式）	道路（側溝等）、下水（マンホール等）、水路（護岸等）の修繕工事
02	建築工事業（建築一式）	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
03	大工工事業	大工工事、型枠工事、造作工事等
04	左官工事業	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
05	とび・土工事業	とび工事、足場等仮設工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
06	石工事業	石積み（張り）工事、石材加工工事等
07	屋根工事業	瓦屋根ふき工事等
08	電気工事業	送配電設備工事、コンセント工事、計装工事等
09	管工事業	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、浄化槽工事、ガス配管工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事業	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事業	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事業	鉄筋組み立て工事等
13	舗装工事業	アスファルト舗装工事、砂・砂利舗装工事等
14	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
15	板金工事業	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事業	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗装工事等
18	防水工事業	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事業	インテリア工事、壁張り工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事業	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事業	熱絶縁工事等
22	電気通信工事業	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
23	造園工事業	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事業	さく井工事等
25	建具工事業	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
26	水道設備工事業	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事等
27	消防施設工事業	火災報知設備工事、屋内消火栓設置工事等
28	清掃施設掃除業	ゴミ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事業	工作物解体工事等
30	その他工事	上記にない工事